

令和 8 年 7 月 1 7 日

令和 8 年 第 1 回 和 束 町 議 会 臨 時 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

令和 8 年 第 1 回 和 東 町 議 会 臨 時 会

会 議 録 （ 第 1 号 ）

招 集 年 月 日 令 和 8 年 7 月 1 7 日 （ 金 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 前 1 0 時 3 6 分

出 席 議 員 （ 1 0 名 ）

1 番	岡	田	勇	2 番	宗	健	司
3 番	山	本	達 也	4 番	高	山	豊 彦
5 番	村	山	一 彦	6 番	井	上	武 津 男
7 番	岡	本	正 意	8 番	吉	田	哲 也
9 番	小	西	啓	1 0 番	畑	武	志

欠 席 議 員 （ 0 名 ）

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 長 谷 川 真 理

書 記 横 田 武 大

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	馬 場 正 実
理 事 兼 総 務 課 長	原 田 敏 明
理 事 兼 税 住 民 課 長 兼 診 療 所 事 務 長	北 広 光
理 事 兼 環 境 衛 生 課 長	井 上 博 丞
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	松 井 幸 則
ま ち づ く り 応 援 課 長	中 尾 政 弘
ま ち づ く り 応 援 課 地 方 創 生 担 当 課 長	奥 野 雄 也
人 権 啓 発 課 長	竹 谷 徹 也
保 健 福 祉 課 長	但 馬 宗 博
建 設 農 政 課 長	今 西 靖
建 設 農 政 課 主 幹	片 山 亮
わ づ か こ ど も 園 長	富 岡 初 代

議 事 日 程	別 紙 の と お り
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 議 事 日 程 の と お り
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り
会 議 録 署 名 議 員	7 番 岡 本 正 意
	8 番 吉 田 哲 也

議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 30 号 京都地方税機構規約の一部改正について

日程第 5 議案第 31 号 和束町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例

議案第 32 号 和束町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例

日程第 6 議案第 33 号 令和 8 年度和束町一般会計補正予算（第 2 号）

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦勞様です。

ただ今から、令和 8 年和東町議会第 1 回臨時会を開会いたします。

町長、挨拶。

○町長（馬場正実君）

改めまして、おはようございます。

開会挨拶の前に一言ご紹介を申し上げます。

本年 7 月 1 日付けをもちまして、建設農政課主幹として片山主幹を迎えることになりました。和東町の管理職として活躍していただけることを期待したいと思います。

片山主幹につきましては、向日市から和東町のほうに職を変えていただいたということで、経験も、発掘調査、それから公園、道路、上下水道等経験豊富な方でございます。和東町の力になってもらえるよう努力してもらいたいと思っております。

また、議員の皆様におかれましても、ご指導の方をよろしくお願い申し上げます。

それでは、改めまして、和東町議会令和 8 年第 1 回臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多用の中ご出席いただき、まずもってお礼を申し上げます。

さて、臨時会を招集させていただきました経緯につきましては、この後の諸般の報告をもって報告させていただきますが、今臨時会におきましては、税条例の一部改正、福祉医療費の支給に関する条例の一部改正、老人医療費の支給に関する条例の一部改正、そして、令和 8 年度和東町一般会計補正予算（第 2 号）の 4 議案をご提案させていただきます。どの議案におきましても慎重審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます、和東町議会令和 8 年第 1 回臨時会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、７番、岡本正意議員、８番、吉田哲也議員を指名いたします。以上の両議員に差支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日の１日間と決定いたしました。

日程第３、諸般の報告を行います。

町長。

○町長（馬場正実君）

議長のお許しをいただきましたので、令和８年和東町議会第２回定例会閉会后、本日までの間においての和東町における動き等についてご報告申し上げます。

まず最初に、先ほど挨拶で申しましたとおり、令和８年６月２５日から２７日にかけての台風７号・８号関連に伴う梅雨前線豪雨への対応についてのご報告を申し上げます。

最初に、避難所等の対応につきましては、気象警報発令後速やかに災害警戒本部を立ち上げ、町内６ヶ所に避難所を開設し、対応いたしました。また、気象警報解除後につきましても、夜間のみ２ヶ所の避難所を開設し、対応いたしました。

和東町におきましては、近年大きな災害を受けることなく、職員も災害時の対応などの経験や、また、この間の人事異動による対応セクションの変更などから、経験不

足も顕著に見受けられることから、和東町災害対策本部で議論した結果、気象警報発令時の対応などの予習・復習を目的に、少々手厚い対応となりました。しかしながら、結果から見ますと、6月27日午前中に降り始めからの連続雨量が150mmを超過したことから、国道163号、主要地方道木津信楽線、主要地方道宇治木屋線木屋峠において、通行規制が行われたことから、新たに災害対策本部を立てなおすことなく、継続した対応ができたことは、一定の成果が出たものと受け止めています。

今回の豪雨による人的被害は発生しなかったものの、町内では、23ヶ所の被害の報告を受け、また、令和7年1月から2日にかけての梅雨前線豪雨により20ヶ所の被害報告を受けております。取りまとめ速報値では、被災箇所43件、うち概算被害総額が約5,000万円となっています。

なお、詳細につきましては、本日上程します令和8年度一般会計補正予算での関連質問等で担当課長のほうが説明させていただきます。

次に、地域活性化企業人制度の活用とグリーンスモールモビリティ「トックトック」の導入についてですが、「地域活性化企業人」については、令和8年当初予算に計上、7月1日から2企業と協定を締結し、順次活動を始めていただいています。両企業とも地域資源を活かした地域活性化を主眼に置き、まずデータ収集などの活動に着手、企業人の移動手段として、グリーンスモールモビリティ「トックトック」を活用する目的で導入をいたしました。

今回導入しましたトックトックは、今後、通常業務における職員の移動手段としても活用できるよう検討することで、必要経費の削減につなげられたらと考えています。

次に、「保育園留学」についてですが、7月初旬から第1段の受け入れを始めました。わづかこども園保育士が、事前に留学する園児・保護者と綿密な事前打合せをWeb等を活用し、実施し、園児を受け入れました。

わづかこども園からは、成長期の子ども同士なので、コミュニケーションを取るのもさほど時間を要することなく、大きな支障もなく事業が進んでいると報告を受けて

います。

最後に、7月9日に新聞報道のありました和束町国保診療所診療報酬請求誤りについて、その経緯をご報告させていただきます。

その内容につきましては、「骨塩定量検査」、俗に言う「骨密度検査」の検査方法で、この検査方法は数種あり、診療所で実際に行った検査と診療報酬請求をした検査方法に相違があったことが判明したことから、今般の報告に至りました。

まず以て、住民の信頼を失墜しましたことを衷心よりお詫び申し上げますとともに、これに伴い、他の検査にも同様のミスがないかチェックするとともに、再発防止に向け、機器いわゆる電子カルテの操作、基礎データの入力誤り等、診療所スタッフに徹底をはかりました。

今回のミスの発見に至りました経緯は、昨年度新たに導入しました検査機器の使用手順、また電子カルテなどの操作方法について、診療所内で医師、看護師が研修を行っていたときに発見したもので、令和7年4月から令和8年3月まで、いわゆる令和7年度1年間で、検査実施件数、延べ25件、検査対象者23人、対象金額5万5,000円、患者負担分過徴収8,360円、保険支払い機関への請求分4万6,640円の過請求となっています。

以上、今臨時会諸般の報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

議長より報告いたします。

監査委員より、令和8年5月31日現在の例月出納検査の結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は、事務局にてご覧ください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、議案第30号 京都地方税機構規約の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第30号の提案理由を申し上げます。

京都地方税機構規約の一部を改正する規約についての提案理由を申し上げます。

令和8年度税制改正に対応するため、その規約の一部を変更することについて、京都府及び京都市を除く福知山市ほか23市町村と協議したので、地方自治法第291条の11の規定により、提案させていただいた次第です。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

理事兼税住民課長。

○理事兼税住民課長兼診療所事務長（北 広光君）

おはようございます。

それでは、私から、議案第30号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第30号

京都地方税機構規約の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年7月17日 提出

和束町長 馬場 正実

1枚おめくりください。

京都地方税機構規約の一部を改正する規約

京都地方税機構規約の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「並びに軽自動車税の環境性能割」及び「の種別割」を削り、「第442条第5号」を「第442条第3号」に、「同条第7号」を「同条第5号」に改

め、「自動車税の環境性能割、」及び「又は軽自動車税の環境性能割」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

(経過措置)

2 令和８年４月１日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割及び令和７年度以前の年度分の自動車税の種別割に係る申告書等の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務の処理については、なお従前の例による。

3 令和８年４月１日前の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割及び令和７年度以前の年度分の軽自動車税の種別割に係る申告書等の受付、税額の算定、調査、データの作成及びこれらに関連する事務の処理については、なお従前の例による。

右側のページに資料Ｎｏ．３０の新旧対照のほうを載せさせていただいております。後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第３０号 京都地方税機構規約の一部改正についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第３０号 京都地方税機構規約の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第３１号 和束町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第３２号 和束町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、以上２件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第３１号、３２号の提案理由を申し上げます。

議案第３１号 和束町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第３２号 和束町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

医療法等の一部改正で社会保険診療報酬支払基金の名称変更により、各条例の一部を改正する必要が生じたので、提案させていただいた次第です。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（但馬宗博君）

それでは、議案第３１号をよろしくお願いいたします。

議案第３１号

和束町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 8 年 7 月 1 7 日 提出

和 東 町 長 馬 場 正 実

裏面をお願いいたします。

条例改正条文でございます。

和東町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

和東町福祉医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構、」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

右のページをご覧ください。

資料 N o . 3 1 は新旧対照表となっております。後ほどお目通しくさせていただきますよう
よろしくお願い申し上げます。

次のページをお願いいたします。

条例の概要でございます。

1 . 改正理由

医療法等の一部改正で、社会保険診療報酬支払基金から医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への名称変更により、所要の改正を行うものでございます。

2 . 改正概要

社会保険診療報酬支払基金から医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への名称変更
でございます。

3 . 改正条例の施行日は、令和 8 年 1 0 月 1 日でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第 3 2 号をよろしくお願いいたします。

議案第 3 2 号

和東町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 8 年 7 月 1 7 日 提出

和 東 町 長 馬 場 正 実

裏面をお願いいたします。

条例改正条文でございます。

和東町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

和東町老人医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

右のページをお願いいたします。

資料 N o . 3 2 は同じく新旧対照表となっておりますので、後ほどお目通しください
ますようよろしくお願い申し上げます。

次のページをお願いいたします。

概要でございます。

1 . 改正理由

医療法等の一部改正で、社会保険診療報酬支払基金から医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への名称変更により、所要の改正を行うものでございます。

2 . 改正概要でございます。

社会保険診療報酬支払基金から医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への名称変更
でございます

3 . 改正条例の施行日は、同じく、令和 8 年 1 0 月 1 日でございます。

私からは以上でございます。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

今回の改正につきましてはいわゆる文言の変更ということですので、これについては特にどうこうないんですけれども、関連しまして、幾つか確認のほうをさせていただきたいと思います。

まず、福祉医療の関係ですけれども、とりわけ福祉医療につきましては、子どもの医療費等につきましては、早くから無償化等に取り組んでいただুক中で、今 18 歳まで医療費を無償化していただいているという状況があると思います。

一方で、国や京都府などの制度拡充というのも、この間、進んできておりまして、最近も京都府のほうで一定拡張があったというふうに聞いておりますけれども、そういったことも受けまして、町として独自に財源を確保してきていただいたわけですけれども、今回の京都府等の制度拡充などで町のほうの財源的な軽減というのはどの程度図られているのか。その辺いかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、国・府につきましては、議員のおっしゃるとおりでございます。町のほうでは細かいところまでは把握しておりませんが、今後、同じような対応ができるよう善処したいと、このように考えます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本議員。

○ 7 番（岡本正意君）

財源的にどの程度これまで町として単費で独自で補助を頂いてきたということがありますけれども、国や京都府が拡充するとなれば、財源的にも一定措置がされてきますので、これまで使ってきた財源がその部分では余裕が生まれるという状況があったと思います。

そこで町長にお聞きしたいんですけども、先ほども申しましたけれど、特に子どもの医療費につきましては、早くから前町長の時からも含めて取り組んできていただいているわけですけども、こういった国や京都府の制度拡充も受けまして、さらに今、自治体によっては学生なども対象にしていくということもされて、府内でもそういうところもあります。

学生というのは成人年齢ではありますが、ただご存じのように、大変高い学費であるとか、また学生生活を進める上での生活費等の今高騰化というのもある中で、やはり支援という意味では大変必要な層だというふうに思うんですね。そこも含めまして、今後、福祉医療の拡充という面について町長としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

まずもって、当町のように早くから医療費の無償化というのは行ってきたわけでございます。私としましては、これに対するインセンティブな加算がないのかなという期待もあったんですけども、なかなかそれもなかったという状況にあるのが現実でございます。

ただ、今言われるように、小・中・高校生の部分に関しましての医療費の負担が、

国・府の財源によって賄われるということになってきますと、確かに、その財源が浮いてくるのが現実でございます。

そうであれば、1点、岡本議員が言われるように、18歳以上にその分を回せないのかというご意見だと私は受け取っておるんですけれども、なかなかこの部分は難しいところもございまして、どこで線引きをするかというのはあると私は考えています。

といいますのも、小・中・高校生までは、ほぼ和東町の子どもたちは、自宅から親元通学というので学校に行っていると思いますけれども、住民票を和東町に置き、他の町村で在住をしながら学校へ行っているという部分も大学生になると見え隠れします。

こういった中で、この財源をどこまで広げていくのかということについては、難しい点はあるかと私は考えております。

ただ、和東町につきましては、それ以外に高齢者の増、また一人でも多くの新生児の出産ということに力を入れたいと思っております、そういう財源に充てられるよう、今後担当課のほうでしっかりと議論をし、前に進められるよう考えたいと思っておりますので、その点についてはご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いろいろと難しい部分もあるというふうに伺っておりますけれども、若い学生の皆さんというのは、将来的にももちろん町にとどまって、町のまちづくりに参加いただく方もおりますけれども、一方、町外に出ていろいろ活躍される方もいるということでは、いろいろな町の財源をどう使うかという意味では、町長が言われるとおりあると思うんですけれども、ただ、やはり将来を担う和東町の若い皆さんに支援をしていくということは大変大事だと思いますので、そこはぜひまた検討はいただきたいということと、今言われましたように、ほかの様々な子育ての問題でも、教育費の関係であると

か、この間言ってみいましたけども、給食費の無償化なども、この間、国も行っていく中で、一定、町の財源というのも、様々な意味で余裕が生まれてきている部分もございます。ですので、今後ぜひ子育て支援ということも含めて、拡充に取り組んでいただきたいということは強く要望しておきたいと思います。

最後に、老人医療費に関わってですけれども、いわゆるこの間、紙の保険証というのがなくなりまして、マイナ保険証であるとか、また、マイナ保険証をお持ちでない方、また、紐付けておられない方につきましては、資格確認書ということで配付はいただいているんですけれども、この間、国のほうの方針もありまして、特に75歳、80歳あたりの方につきましては、マイナ保険証との差別化を進めていくということがやられようとしておりますけれども、この間、その辺の高齢者の方に対する資格確認書であるとか、しっかりと保険証というか、そういったものを使った医療が受けられるという点での町としての取り組みですね、その辺、説明だけお願いします。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

老人医療ということで、後期高齢者、今回7月末で資格確認書のほうが利用期間が切れるということで、85歳以上の方に関しましては、使用の有無にかかわらず、一律に資格確認書を発送させていただいております。

また、それ以外の方につきましては、マイナ保険証のカードの利用回数等々を吟味しまして、資格確認書を送らないというような措置を取っているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決は１件ごとに行います。

議案第３１号 和束町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第３１号 和束町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第３２号 和束町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第３２号 和束町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第３３号 令和８年度和束町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第３３号の提案理由を申し上げます。

議案第３３号 令和８年度和束町一般会計補正予算（第２号）は、令和８年６月２５日から２７日にかけての梅雨前線豪雨及び台風７号、並びに令和８年７月１日から大雨に伴う災害復旧事業や庁舎屋上の防水改修工事等において予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

改めまして、おはようございます。

議案第33号のご説明を申し上げますので、議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第33号

令和8年度和束町一般会計補正予算（第2号）

令和8年度和束町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,960万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,870万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和8年7月17日 提出

和束町長 馬場 正実

次のページが第1表でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明を申し上げます。

単位は千円でございます。

11款地方交付税、19億8,335万円、605万7,000円、19億8,940万7,000円。

20 款繰越金、3,883 万 1,000 円、934 万 3,000 円、4,817 万 4,000 円。

22 款町債、2 億 5,480 万円、420 万円、2 億 5,900 万円。

歳入合計でございます。

補正前の額 37 億 5,910 万円、補正額 1,960 万円、合計でございますが、37 億 7,870 万円でございます。

以上が歳入でございます。

次のページをお願いいたします。

続いて、歳出でございます。

2 款総務費、8 億 3,490 万 5,000 円、300 万円、8 億 3,790 万 5,000 円。

6 款商工費、7,018 万 8,000 円、100 万円、7,118 万 8,000 円。

10 款災害復旧費、1,459 万 4,000 円、1,560 万円、3,019 万 4,000 円。

歳出合計でございますが、歳入合計と同額でございます。

次のページをお願いいたします。

続いて、第 2 表 地方債補正でございます。

1. 変更でございます。

単位は千円でございます。

起債の目的：災害復旧事業、補正前限度額：560 万円、起債の方法：証書借入又は証券発行、利率：年 5.0% 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後でございます。限度額 980 万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございますので、省略させていただきます。

続きまして、予算に関する説明書、令和 8 年度和束町一般会計補正予算（第 2 号）、資料 No. 33 に基づきましてご説明を続けさせていただきます。

1 ページから 4 ページにつきましては議案書と重複いたしますので、説明を省略させていただきます、5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1 1 款地方交付税、補正額 605 万 7,000 円、こちらにつきましては普通交付税でございます。

2 0 款繰越金、補正額 934 万 3,000 円、純繰越金でございます。

2 2 款町債、補正額 420 万円、こちらにつきましては、2 節公共土木施設災害復旧債で、道路災害復旧事業債に 340 万円、河川災害復旧事業債に 80 万円を計上させていただきます。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 210 万円でございます。こちらにつきましては、1 4 節工事請負費、庁舎屋上防水改修工事費ということでございます。

同款、同項、1 1 目地籍調査費、補正額 85 万円、こちらにつきましては、会計年度任用職員の報酬等でございます。

同款、2 項徴税費、2 目賦課徴税費、補正額 5 万円でございます。こちらにつきましては 7 節報償費で、前納報奨金ということでございます。

6 款商工費、1 項商工費、1 目観光費、補正額 100 万円でございます。こちらにつきましては 1 4 節工事請負費、マウンテンバイクランド応急補修工事費ということでございます。

10 款災害復旧費、1 項農林業施設災害復旧費、1 目農業用災害復旧費、補正額 180 万円でございます。こちらにつきましては 12 節委託料、測量設計業務委託料、農業用施設災害復旧分でございます。

同款、2 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋梁災害復旧費、補正額 1,010 万円でございます。こちらにつきましては 12 節の委託料で、道路橋梁災害復旧分で 670 万円、続いて 14 節の工事費で、次のページになりますが、道路橋梁災害で 340 万円を計上させていただいております。

同款、同項、2 目河川災害復旧費、補正額 370 万円でございます。こちらにつきましても 12 節の委託料といたしまして、河川災害復旧分で 290 万円、14 節工事請負費で、河川復旧工事費ということで 80 万円を計上させていただいております。

次ページ以降に給与費明細をつけさせていただいておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これより質疑を行います。

4 番、高山豊彦議員。

○4 番（高山豊彦君）

それでは、少し確認をさせていただきたいと思いますが、今の一般会計の補正予算の資料でございますが、災害対策復旧費ということでございます。初めに、諸般の報告のほうで町長のほうからも若干ありましたが、この災害復旧についての具体的な内容を課長のほうからお願いします。

○議長（畑 武志君）

建設農政課長。

○建設農政課長（今西 靖君）

高山議員からのご質問にお答えいたします。

6月25日から6月27日の梅雨前線豪雨及び台風7号の関係での被災額が、公共災害18件、農地農業用施設災害5件の合計23件ございまして、うち災害申請いたします件数が公共災害で道路6件、河川2件の合計8件となっております。

7月1日から7月2日の梅雨前線豪雨に関係いたします被災状況ですが、公共災害で道路11件、農地農業用施設災害で農地1件、道路2件、水路1件の合計20件が被災いたしまして、災害申請につきましては、公共災害で道路3件、河川1件、農地農業用施設災害については道路2件で、合計6件の申請を予定しています。

合計ですが、被災件数でいいますと、公共用施設災害と農地農業用施設災害で合計43件の被災がありまして、災害申請いたしますものが公共災害で道路9件、河川3件、農地農業用施設災害で2件の合計14件の災害申請を予定しています。

そのほか応急工事といたしまして、応急排土等河川の閉塞の除去等15件の実施をいたしました。

以上が災害の被災状況となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

非常に多くの災害の被害があったということでございます。住民の方にとりましては、特に道路なんかですと、農道も含めまして日々利用されているところもあるのかなというふうに思うわけですが、やはりそういう日々の農作業なり、また、生活の中で不便を強いられているということだと思うんです。そういった考えからしまして、なぜ今回の災害復旧に対する補正が今回の臨時議会であったのか、なぜ専決できなかったのか、町長、その理由をお願いできますか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

高山議員の質問にお答えさせていただきます。

まずもって臨時議会を開催させていただきました理由につきましては、1点は、当初に災害復旧の予算は頭出しで組んでおります。これを非常に上回ったこと、それに合わせまして、今後、災害等が発生する見込みがまだまだあるということで、きちんと予算を組み直しておきたいということが私の一番の主眼でございます。そのために今回臨時議会のほうで補正として挙げさせていただいた一つの理由です。

もう1点は、当初予定をしておりませんでした。実は令和7年度に一定の修繕を行いましたこの議場の雨漏りでございます。これが今回の雨で非常に多く出たと。2日の日の朝、ここへ入ったときには傘をささずに歩けないような状況のところもあったのも現実でございます。それも次の定例会までに、もしくは定例会以降に、できるだけ早い処置を取りたいということも含めまして、新たに発生したこと、この2点がありましたので、臨時議会を招集させていただいて、この補正をきちんと議員各位、また住民の方々にお知らせをして、事務を進めたいということが私の思いでございます。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

予算的に上回ったとか、いろんな理由があるということでございますが、災害ですから、災害復旧ということではやはり一日も早く復旧をして、日常生活を取り戻せるように取り組むべきだというふうに思うんです。

今回設計とか、いろいろな部分があるわけですから、そういったものはやはり事前に取り組めるだろうというふうに思いますので、今後、台風の時期を迎える中で、今後もあり得るわけですから、そういったときには、より早く復旧をするということで取り組んでいただきたいというふうに思いますので、ぜひそこはよろしく願いしたいです。答弁をお願いします。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

私の説明が若干不足だったことも分かりませんので、再度付け加えさせていただきます。

年度当初に一定の災害復旧費は計上しております。これで応急排土、それから応急処置については既に発注、特に、建設事業組合等々の協力を得ながら事業を進めております。

ただ、今後60日以内における災害査定等々の場合、予算を組んでおかないと、査定が終わった後の発注等が遅れます。そういうことも含めて、予算の補正をしっかりと今やっておくというのが大事なことだと思っておりますので、その点についてはご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、幾つか聞きしたいと思いますけども、先ほど町長が挨拶というか報告の中で触れられていましたように、なかなかこの間、幸いなことですけども、大きな災害がなかったことや、また職員の入れ替えとか体制替えも含めて、災害対応について十分引継ぎというものが弱かったということで、今回そういった意味では、そういったことを一定徹底していくいい機会といえちゃちょっと語弊がありますけども、そういう機会としてもあったというふうに先ほど伺いましたけども、その点で今回、町長として、先ほど一定成果というか、意味もあったということもありましたけれども、その辺の成果と思える部分と、それから課題と思える部分ですね、その辺はどのように感じになりましたでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今のご質問でございます。ここにつきましては、いろいろ職員間、管理職会議の中でも議論があったところでございます。特に、災害警報が出た後の対応でございます。警報のときの内容につきましては、警報発令後約1時間で職員が招集され、和束町で災害対策本部を立ち上げるということになります。これについては今回問題なく動いたと思っております。

また、警報解除後の2か所の避難所設置でございますが、これについては職員からもそこまでやることはないんじゃないかという意見もありました。それを押し切ったのは私でございます。なぜそうしたかといいますと、これは先ほど岡本議員も言われましたように、私が就任以来、その1年前からほぼ警報発令がなく、そういう対応を一切してこなかったこと、それから前回、冬ですけども、雪のときに急遽、大雪警報ということで、災害対応をしなければならなかったということもありました。

それと、管理職がほぼ入れ替わっております。これで担当もほぼ変わっているということもありまして、自分の担当分野をしっかりともう一回目視確認していただくという点も含めて、私は予習的にも今回手厚くやりたいということで、理解を求めたところでございます。

一応、言えますことは、最終の警報解除後の避難所については利用はなかったものの、解散を宣言しようとしたところで150mmの超過雨量がございましたので、和束町から出ることができない。これは後でまた言いますけれども、できないという状況が発生しました。5年ほどこういう状況が起こっておりません。以前ですと陸の孤島という状況になったということでございます。こういった対応につきまして、そのまま災害対策本部を継続しながらできたということに関しましては、住民に対する一定の成果があったのかと思っております。

ただ、トンネルが開通しましたので、唯一トンネルを通過して外に出られるというこ

とがありましたので、この点については、町としてのインフラ、京都府等のインフラが整備できたのかなと思いますので、この点についてはよかったかなというふうに思っております。

今思うところで言いますと、今回の災害の対応について、今後、今年以降の対応についても、こういった対応していくこと前提に置いて計画をしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本議員。

○7 番（岡本正意君）

それで、この間の職員の方につきましては、退職やまた新しく入ってこられる方の入れ替えもありますし、また、職員の中には町外から雇用されている方、町外から通っておられる方も大変多くなっております。そういう意味で、いざ災害といったときに、和東町の中のいろんな状況をなかなか把握できていないという状況もやはりあるのではないかなと思うんですよね。その辺、町として、その辺の情報共有というか、地域のいろんな状況とか、そういったものをしっかりと伝達していく、そういったこと自身は、災害にかかわらず必要だと思うんですけれども、その辺はどのようにされているでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

先ほども言いましたように、今回、陸の孤島にならなかったのが一番よかったことだと思っておりますし、職員につきましても、ほぼ1時間以内に出動ができたということについては、成果であったと思っております。

また、1点気になるところは、町内の状況はどうであるかということでございます。

これに関しましては、2次災害のこともありますので、一定収束するまでは動かないようなことで指示をしておりました。あわせて、住民からの電話等の通報があったところについては、確認に行くということで対応させていただいたような現実でございます。

それと、住民に対する広報ですけれども、この7月からのLINEの連絡方法が一定増えましたので、防災行政無線、また、それから茶源郷発信システム、それからLINEということで、住民にはいろんな周知の方法が増えたということについては成果であったと思っております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それで今ありました情報発信という部分で、この間、町公式LINEを活用できたということもあると思うんですけれども、ただ、この辺も登録しないと情報を得られないということもありますし、そこは周知が必要だと思うんですけれども、同時に、今回の災害では、いわゆる先ほど言いましたように、通行止めであるとか、また土砂災害であるとか、それから停電も一部地域で起こりました。ですから、やはり同時多発的にといいいますか、また五月雨的にいろんなことが地域で起こってきているという状況がありました。その部分で、やはり町として、地域で何が起こっているかということ把握していくということが大きな課題にはなると思うんですけれども、その辺、町としてどのように把握に努められたかということですね。

それと、先ほどのLINEの関係もそうなんですが、自治体によっては一方的にこちらから、ああだ、こうだというふうに発信するだけじゃなくて、地域、住民の方からいろんな情報を受けられるというような双方向の仕組みというか、システムを導入されているところもございます。今後やはりそういったことも含めて、アップデートしていくということも必要かと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

まず、今回の中で一番情報が取れなかったのは、園地区の長時間にわたる停電、これについてはなかなか情報が取れなかったのが現実でございます。実際に関電からの報告を聞いてみますと、原因がなかなか分からないということで出ておりましたので、これが一番大きかったかなと思っております。

気象につきましては、気象庁との連絡がきちり取れていますので、この点についてはほぼ予測どおりであったかなというふうに感じております。

ただ、今おっしゃられました双方向の関係でございます。これはい I n s t a g r a m、F a c e b o o k 等々も含めてですけども、なかなか双方向にすると逆の攻撃ということも察知していかなければならないということもございますので、一旦こちらからの矯正を送っておきながら、だんだんそういう方向性に徐々に持っていきたいというふうに考えておりますので、もう少し時間の余裕をいただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本議員。

○7 番（岡本正意君）

情報の発信であるとか把握、また双方向も含めて、そこ自身はぜひまた検討もいただきたいというふうに思います。

そして、もう 1 点、今回、大雨がレベル 4 でしたかね。一時期そういうレベルの警報が出されたということで、先ほど言われましたように、避難所の開設を朝の 7 時半ぐらいに発令されて開設されたというふうに伺っております。そういった意味では、一番気になるのが、避難をする上で配慮が必要な方に対する避難のサポートというのが大変今後必要になってくるというふうに思うんですけれども、実際、今回レベ

ル法の警報が出されて、全町的な避難指示というのも一時あったと思うんですけども、それを受けてこの辺の要配慮者への働きかけであるとか、また誘導であるとか、そういったものというのは具体的にはどのようにされたんでしょうか。その辺、担当課長で結構です。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

要配慮の方につきましては、和束町におきましては、1事例を持ちまして策定をしているということで報告をさせていただいております。やはりこれにつきましては、地元の共助の部分が必要になってくるということでございますので、今回のレベル4の土砂災害危険警報につきましては、町のほうから、特に配慮のある方について避難指示を出したということはありませんでした。一般的に、町内に避難指示を出させていただいたということでございます。

議員ご指摘あったように、やはり共助の部分ということで、消防であったり、また、区のほうと協力しながら、また対応について協議を図ってまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

一般的に、避難指示を出されたと言われましても、一応、避難指示は出されたということはあるわけですね。全ての方に出されたということだと思うんですね。そういう意味では、やはり自力でなかなか逃げられないとか、どうすればいいのかということを考えられるところもあるというふうに思うんですね。ですので、先日もそういう要配慮者の名簿というか、資料につきましては、少し見させていただいたこと

もあるんですけれども、それ自身はつくっていただいていると。ですけれども、やはりいろんな更新も必要になってきますし、常にデータというのは動いているということもあると思います。その辺も含めて、やはりいざというときに誰が声をかけて、どのようにして避難するのかということ自身が問われてくるというふうに思いますので、今回の経験もぜひ踏まえて、そこをより万全にさせていただきたいなというふうに要望だけしておきたいと思います。

最後に、今回、大雨になりまして、幸いにも浸水等はなかったと思うんですけれども、ただ、かなり大きな雨になりました。この間それも受けてということではないと思うんですけれども、町のほうで想定浸水深という表示のほうをこの間5か所ほどしていただいているというふうに伺っております。これ自身は大変ありがたいといえますか、大事な取り組みだと思うんですけれども、実際どこに表示をされたのかということと、また今後のハザードマップで浸水地域なども踏まえて、引き続きそういった箇所を増やしていく方向性があるのかどうか、その辺だけ説明いただけますか。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

浸水想定深の標識でございますけれども、以前からご指摘いただきましたとおり、今年度予算にて5か所設置を予定させていただいているところでございます。こちらにつきましては5か所ということでございますので、設置場所につきましては重々協議をさせていただきながら、実効性のある場所につけさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

また、今年度におきましてもハザードマップを改定させていただく予定でございますので、こちらにつきましては浸水想定域につきましては、京都府が発表しているところでございますので、新たに追加となったところには改訂していきたいとい

うふうに考えております。

また、浸水想定深の標識につきましては、箇所を増やすということは今のところは考えてございません。

以上です。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

5 番、村山一彦議員。

○5 番（村山一彦君）

私、1 点だけお聞きしたいんですが、屋上防水改修工事が 2 1 0 万円と計上されているんですが、これは応急手当てですか。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、今、議場の上の部分のみ防水シートを施工させていただくということで、応急処置ではございません。根本的に修繕をさせていただくということでございます。

○議長（畑 武志君）

5 番、村山一彦議員。

○5 番（村山一彦君）

数年前にもこのような雨漏りで予算計上されております。本当に抜本的にやらないと、この庁舎自身も大概老朽化しております。しかし、耐震化は数年前にやっておりますので、建て替えはできないと思いますので、雨漏りは絶対ないように思うんですが、2 1 0 万円程度で抜本的なそれができるのかどうか、その辺が疑問に思っております。本当に大丈夫ですか。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、今、防水シートで覆っているところの接着面が剥離して雨漏りをしているという現状でございますので、今回の方法につきましては、新たに今の現状のまま上に防水シートを覆うという施工でございますので、よろしくお願いいたしますします。

○議長（畑 武志君）

5 番、村山一彦議員。

○5 番（村山一彦君）

私は専門家と違いますので、防水シートについての効果的なものは何年か分からないんですが、前の雨漏りからそんなにたっていないと思うんですね。今回先ほど町長もおっしゃられたように、傘を持って歩かないといけないようなのでしたら、本当に210万円ぐらいでできるのかどうか、次は多分、私はここにいないと思うんですけど、とにかく完璧なものをやっていただきたいと、その辺を要望しておきます。

○議長（畑 武志君）

2 番、宗 健司議員。

○2 番（宗 健司君）

私のほうから一つ、商工費のマウンテンバイクランド応急補修工事について、これはどの場所をいつ発見されたということなんですか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

ただいまの宗議員のご質問にお答えさせていただきます。

マウンテンバイクランドの応急補修工事の箇所ですが、マウンテンバイクランド内のコースを超える橋の先１００メートルほどのところですが、これにつきましては７月４日に、入っておられる事業者のほうで発見されて連絡をいただいたものでございまして、そちらにつきましては、その次の週に現場のほうを確認させていただいたところでございます。

○議長（畑 武志君）

２番、宗 健司議員。

○２番（宗 健司君）

これはコース内ということで理解させてもらったらよろしいですか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

宗議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問のとおり、マウンテンバイクランドのマウンテンバイクのコース内のコースも含めて崩落したというところでございます。

○議長（畑 武志君）

２番、宗 健司議員。

○２番（宗 健司君）

そうすれば、コース内ということであれば、町が出すんじゃなくて運営会社が出すべきではないですか。町長その辺りはどうですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

今の補正予算でございます。今回９月下旬に行いますプレ大会に向けて、早期にコ

ースを復旧しておきたいということもございまして、今回運営を委託している会社のほうで応急処置をしていただくということで、予算計上させていただくものでございます。

○議長（畑 武志君）

2番、宗 健司議員。

○2番（宗 健司君）

分かりました。

そうしましたら、これは100万円という工事費なんですが、相当の工事だと思うんですけれども、これは湯船財産区管理委員会のほうは承認されているんですか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

宗議員のご質問にお答えさせていただきます。

今後、この工事の箇所につきましては、湯船財産区管理委員会のほうに諮らせていただくとともに、京都府の林業の担当課の方と協議させていただいて進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

2番、宗 健司議員。

○2番（宗 健司君）

分かりました。では、スムーズにやっていただけるようにお願いします。

○議長（畑 武志君）

6番、井上武津男議員。

○6番（井上武津男君）

私は今回の可急の対応については評価しております。今後の対応についても期待し

たいと思います。避難の充実も、早め早めをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより、採決いたします。

第 3 3 号 令和 8 年度和束町一般会計補正予算（第 2 号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 3 3 号 令和 8 年度和束町一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

町長、挨拶。

○町長（馬場正実君）

本日、臨時議会を開催させていただきまして、急遽お集まりいただきましてありがとうございました。提案させていただきました議案につきまして、全てご承認いただきましたことを重ねてお礼申し上げます。

今回、予期せぬ雨の降り方で、こういった事象が起こったということも現実でございます。そういった中で、まだまだ台風期、それから秋に向けていろいろ異常気象も発生するかと思います。職員は緊張感を持って、住民の安全を守るため一生懸命取り組んでまいりたいと思っておりますので、皆様のご指導とご理解をお願い申し上げます。

すとともに、祇園祭が今日は本番となっていますけれども、まだまだ暑くなるという今年の予想でございます。特に暑くなるだけではなく、異常気象による集中豪雨というのが数万回発生するというような予報も出ておりますので、十分お体のほうにもお気をつけていただきながら、また、どうしても災害というのは私たち全てのところに情報が集まるわけでもございませんので、見た情報とかがございましたら、有事の際には、即、役場のほうにもご連絡をいただきますようご協力をお願い申し上げます。

簡単ではございますが、本日臨時議会につきましたのお礼かたがた、閉会のご挨拶とします。

本日はありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

これをもちまして、令和8年和束町議会第1回臨時議会を閉会いたします。

本日はご苦勞様でした。

午前10時36分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

和束町議会議長 畑 武志

会議録署名議員 岡本 正意

会議録署名議員 吉田 哲也